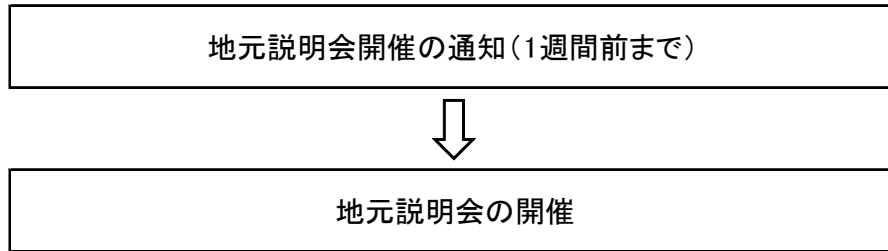


地元説明会の開催について

(開催、報告の流れ)



(1) 近隣関係者の定義

- ア 新エネルギー導入の場所をその区域に含む自治会の住民
- イ アで規定する自治会に所在する土地又は建物の所有者、管理者及び占有者

(2) 近隣関係者への開催通知

事業者の方は、近隣関係者に対して地元説明会の日時、場所、目的等について開催当日1週間前までに知らせて下さい。(回覧可)

(3) 地元説明会の開催

事業者の方は、導入計画、工事の施工方法その他の事項についての地元説明会を必要な回数開催して下さい。

地元説明会の開催後は、事前相談の申込又は市への同意申請を行うときに必要となる地元説明会実施状況報告書(様式第3号)を作成して下さい。

なお、地元説明会は近隣関係者と事業者をつなぐ貴重な機会となります。説明会の開催に関してご理解ご協力をお願いします。

(4) 地元説明会の説明事項(参考例)

① 導入計画等

- 設置者及びコンサルタントを紹介するもの
- 設置場所の位置図等
- 発電設備の詳細(発電方法、出力、メーカー等)
- 工事に関すること(土地利用計画、スケジュール、施工方法)

② 事前に近隣関係者から求められた資料等

※ 事業者又は事業自体の情報公開の範囲に関しては当該事業者の利益保護と関連がありますので、当該事業者の判断にお任せします。